

(別添5)

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

令和二年三月五日（号外第四十二号）厚生労働省告示第五十七号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五八	上	一四	前日	前月
一一四	上	終りから一	「当該保険医療機関における」を削る。	500点
一二三	下	終りから八	480点	480点
〃	下	終りから六	400点	480点
一九六	上	終りから六	3次元エックス線断層撮影	3次元エックス線断層撮影
二〇〇	上	一六	3,750点	4,500点

ページ

段

行

誤

正

令和二年三月五日（号外第四十二号）厚生労働省告示第五十八号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五〇—上

—一

—白川町

—白川村

—

令和二年三月五日（号外第四十二号）厚生労働省告示第五十九号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二七七	上	別表第三の一の二	別表第三の一の三
二八三	上	食道がん、肺がん、縦隔腫瘍、胃がん、肝臓がん、胆嚢がん、大腸がん又は膵臓がんと診断された患者であって、これらのがんの治療のために入院している間に閉鎖循環式全身麻酔による手術	がん患者であって、がんの治療のために入院している間に手術、化学療法（骨髄抑制が見込まれるものに限る。）、放射線治療若しくは造血幹細胞移植

二八三ページ下段一四行目から二七行目までを削る。

ページ

段

行

誤

正

令和二年三月二十三日（号外第五十六号）厚生労働省告示第四十三号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一三八

下

三

1

2